

# 平成18年労働環境調査 (個人票)

厚生労働省

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

※ 都道府 県番号	一 連 番 号	※ 個人 番号
：	：	：

### [ 回答上の注意 ]

- 記入終了後は封筒に入れ、しっかり封をして、事業所の担当者にお渡しください。
- この調査票は全部で **5ページ** あります。
- 特にことわりのない限り、該当する番号に **1つだけ、○印** をつけてください。  
(複数回答の可能性のあるものは、回答欄が  のように網かけになっています。)
- 矢印 (→) のあるところは、矢印に沿って **質問が終わるまで回答** してください。
- 特にことわりのない限り、**平成18年9月30日現在の状況** について記入してください。

### 【労働者の属性に関する事項】

問1 あなたの性、年齢、現在の仕事の経験年数、雇用形態、就業形態をお答えください。

(1) 性

男	1
女	2

(2) 年齢

20歳未満	1
20～29歳	2
30～39歳	3
40～49歳	4
50～54歳	5
55～59歳	6
60～64歳	7
65歳以上	8

(3) 現在の仕事の経験年数

1年未満	1
1年以上3年未満	2
3年以上5年未満	3
5年以上10年未満	4
10年以上	5

(4) 雇用形態

正社員・正職員の方	1
正社員・正職員以外の方	2

(注) 「正社員・正職員」とは社内で正職員等と呼ばれている方を言います。

(5) 就業形態

一般労働者	1
短時間労働者	2

(注) ここでは、労働時間で分けた考え方で記入して下さい。「短時間労働者」とは、一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1週の所定労働時間が少ない方を言います。

### 【職場環境に関する事項】

問2 (1) あなたが現在作業をしている場所の環境についてお答えください。

採光又は照明	気 温	湿 度	換 気
明るすぎる 1	暑すぎる 1	乾燥しすぎる 1	適 当 1
適 当 2	適 当 2	適 当 2	少 し 悪 い 2
暗 すぎる 3	寒 すぎる 3	湿 っ ぽ すぎる 3	悪 い 3

騒 音	振 動	に お い	ほ こ り
気にならない 1	気にならない 1	気にならない 1	気にならない 1
少 し う る さ い 2	少 し ゆ れ る 2	少 しく さ い 2	少 しば こ り っ ぽ い 2
う る さ い 3	ゆ れ る 3	く さ い 3	ほ こ り っ ぽ い 3

(2) あなたは、現在、下記に該当する作業に主に従事していますか。該当する番号に○をつけてください。

作業の種類	従事している	従事していない
荷物運搬、中腰作業等肉体疲労度の高い作業	1	2
高い緊張や一定の姿勢を長時間持続する作業	1	2
作業の性質に起因する劣悪環境(注)下における作業	1	2

(注) 「劣悪環境」とは暑熱、寒冷、多湿、高騒音、高振動等を言います。

(3) 快適な職場環境のために、あなたはどのようなことが重要だと思いますか。重要であると思う項目を4つまで選び、その番号に○をつけてください。

また、あなたの職場で今後快適な職場環境のために改善して欲しいことは何ですか。改善して欲しい項目を4つまで選び、その番号に○をつけてください。

項 目	快 適 な 職 場 環 境 の た め に 重 要 な こ と	今 後 改 善 し て 欲 し い こ と
荷物運搬、中腰作業等肉体疲労度の高い作業の軽減	01	01
高い緊張や一定の姿勢を長時間持続する作業の負担軽減	02	02
作業の性質に起因する劣悪環境(注)の改善	03	03
作業の性質に係わりなく生じる劣悪環境(注)の改善	04	04
職場における喫煙対策	職場の全面禁煙	05
	喫煙室の設置	06
作業場の採光、色彩等の快適化(自然光、壁の色等)	07	07
内装、床等作業場の素材の適正化(ノンスリップ加工等)	08	08
機械等のレイアウトや作業空間の適正化	09	09
休憩時間の快適化(休憩場所、洗面所等)	10	10
疲労回復のための施設の充実(休養室、シャワー室等)	11	11
トレーニングルーム等敷地内の運動施設の充実	12	12
教養、文化施設の充実(オーディオ、図書室等)	13	13
敷地内の緑化(遊歩道、庭園化等)	14	14
その他	15	15

(注)「劣悪環境」とは、暑熱、寒冷、多湿、高騒音、高振動等をいいます。

(4) あなたが作業している職場は、総合的にみて現在快適ですか。

快 適 で あ る	1
快 適 で は な い	2
ど ち ら と も い え な い	3

【健康に影響を与えるおそれのある業務に関する事項】

問3 あなたは現在、下記1～10の業務に従事していますか。主として行っている作業については1つ、従として行っている作業については該当する番号すべてに○をつけてください。

また、下記の業務のうち、**従事している業務が**、有害業務(法令で定める有害な業務あるいは作業方法や作業環境の管理が適切に行われていないと労働者の健康に影響を与えるおそれのある業務をいいます。)であることを知っていますか。該当する番号に○をつけてください。

業 務 の 種 類	従 事 業 務		有害業務 の認識有
	主として	従として	
1. 鉛を取り扱う場所での業務	01	01	01
2. 粉じんが発生する場所での作業	02	02	02
3. 有機溶剤を取り扱う場所での業務	03	03	03
4. 特定化学物質を製造し又は取り扱う場所での業務	04	04	04
5. 石綿を製造し又は取り扱う場所での業務	05	05	05
6. 放射線にさらされる場所での業務	06	06	06
7. 強烈な騒音を発する場所での業務	07	07	07
8. 振動工具による身体に著しい振動を与える業務	08	08	08
9. 紫外線、赤外線にさらされる業務	09	09	09
10. 重量物を取り扱う業務	10	10	10
11. 1～10の業務に従事していない	11		

(注) 上記有害業務の用語説明は、調査票4ページを参照してください。

<上記の1～10の業務に従事している人は、次頁の質問に回答して下さい。有害業務に従事していない人は以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。>

問4 問3の「主として」従事する業務に就いたときに、人体に及ぼす作用、取扱上の注意及び事故時の応急措置等について教育又は説明を受けましたか。受けた場合には、役に立っているかどうかお答えください。

と受 がけ あた るこ	大いに役立っている	1
	少し役立っている	2
	あまり役立っていない	3
	受けたことがない	4

<問5は、問3の「従事業務」で3（有機溶剤を取り扱う業務）に記入した人のみお答えください。>

**【有機溶剤に関する事項】**

問5（1）あなたは、有機溶剤（「5頁の表」に掲げるもの。以下同じ。）が一般的に引火、爆発の危険性が高い物質であることを知っていますか。

知 っ て い る	1
知 ら な い	2

（2）あなたは、有機溶剤の人体に及ぼす作用、取扱上の注意事項及び中毒が発生した時の応急措置の方法などを知っていますか。

よく知っている	1
大体知っている	2
あまり知らない	3
知らない	4

（3）あなたが有機溶剤を使用して作業する場所はどこですか（該当する番号すべてに○をつけてください。）。

屋内（タンク内を除く）	<input type="checkbox"/>
タ ン ク 内	<input type="checkbox"/>
屋 外	<input type="checkbox"/>

<問6は、問3の「従事業務」で1～6に記入した人のみお答えください。>

**【化学物質に関する事項】**

問6（1）あなたは、化学物質のリスクアセスメントについて、どのようなものか知っていますか。

知 っ て い る	1
知 ら な い	2

（2）あなたは、化学物質等安全データシート（MSDS）について、どのようなものか知っていますか。

知 っ て い る	1
知 ら な い	2

あなたは、化学物質等安全データシートに記載された内容について確認したことがありますか。

あ る	1
な い	2

（注）リスクアセスメント及び化学物質等安全データシート（MSDS）の用語説明は、調査票4ページを参照してください。

以上で質問はすべて終わりです。ご協力ありがとうございました。  
（封筒に入れ、しっかり封をして、事業所の担当者にお渡しください。）

## 業務の種類又は用語の説明

業務の種類又は用語	説 明
鉛を取り扱う場所での業務	鉛、鉛化合物を取り扱う業務及びその業務を行う作業所の清掃の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第4に掲げる業務）。
粉じんが発生する場所での作業	岩石の裁断、研磨加工、粉状物質の袋づめ及び混合等じん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいいます（じん肺法施行規則別表に掲げる作業）。
有機溶剤	5ページの表に掲げるものをいいます（労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質）。
特定化学物質	ジクロロベンジジン、重クロム酸、ベンゼン、アンモニア等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第3に掲げる物質）。
石綿を製造し又は取り扱う場所での業務	石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し又は取り扱う業務をいいます。
放射線にさらされる場所での業務	エックス線等電離放射線の発生を伴う装置を使用又は検査の業務や放射性物質を装備している機器の取り扱う業務や坑内における核原料物質の掘採の業務等をいいます（労働安全衛生法施行令別表第2に掲げる業務）。
振動工具	ピストンによる打撃機構を有する工具、内燃機関を内蔵する工具で可搬式のもの、研削盤、携帯用の皮はぎ機、タイタンパー等をいいます。
紫外線、赤外線にさらされる業務	電気、ガスによる溶接、切断を行う業務、アーク灯の操作を行う業務、赤外線乾燥装置のそばで強い赤外線にさらされる業務等をいいます。
重量物を取り扱う業務	おおむね30キログラム以上の物を取り扱う（人力により担う）業務の他、その取扱いが腰部や四肢等に著しく負担となるような物を取り扱う業務をいいます。
リスクアセスメント	職場における労働災害の発生の可能性の度合いと重篤度を評価し、必要度の高いものから労働災害防止対策を決めて実施していくことができるようにするための安全衛生管理手法をいいます。
化学物質等安全データシート（MSDS）	危険有害性を有する化学物質等を適切に管理するために必要である詳細な情報（管理上の注意、救急措置、危険性、人体への有害性等）が記載されている文書のことをいいます。

## 有機溶剤の種類

クロロホルム		テトラヒドロフラン
四塩化炭素	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	1,1,1-トリクロロエタン
1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)		トルエン
	オルト-ジクロロベンゼン	ノルマルヘキサン
1,2-ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)	キシレン	1-ブタノール
	クレゾール	2-ブタノール
1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)	クロルベンゼン	メタノール
	酢酸イソブチル	メチルイソブチルケトン
トリクロロエチレン	酢酸イソプロピル	メチルエチルケトン
二硫化炭素	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	メチルシクロヘキサノール
アセトン		メチルシクロヘキサノン
イソブチルアルコール	酢酸エチル	メチル-ノルマル-ブチルケトン
イソプロピルアルコール	酢酸ノルマル-プロピル	コールタールナフサ (ソルベントナフサを含む)
イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	酢酸ノルマル-ペンチル (別名酢酸ノルマル-アミル)	
エチルエーテル	酢酸メチル	石油ナフサ
エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	シクロヘキサノール	石油ベンジン
	シクロヘキサノン	テレピン油
	1,4-ジオキサン	ガソリン
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)
	N,N-ジメチルホルムアミド	
エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	スチレン	
	テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)	